

令和元年第6回始良市教育委員会定例会

令和元年6月10日（月）

開会 10時00分

閉会 10時55分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

岩下部長 小林次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長 北野教育総務課長
原口社会教育課長 桃木野図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第14号	神障害者保健福祉手帳所持者の利用に係る公の施設の使用料を減免するための関係規則の整備に関する規則に関する件	可決
議案第15号	始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係規則の整備に関する規則に関する件	可決
議案第16号	始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件	可決
議案第17号	令和元年度始良市一般会計補正予算（第3号）（教育費）に関する件	可決
報告第5号	始良市立図書館協議会委員の変更に関する件について	承認

4 議事録

教育部長 ただいまから、令和元年第6回始良市教育委員会定例会を開催いたします。これからの会議の進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。

教育長 会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 よって本日の会議は公開とすることとします。
日程第1「議事録の承認・署名」ですが、前回の議事録の署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 前回の議事録は承認されました。
日程第2「委員及び教育長の報告」について、委員の皆様からご報告はございませんでしょうか。

委員 5月から学校訪問が始まりまして、毎年子ども達の様子を見させていただくのを楽しみにしているところです。先日、漆小学校に行きましたら、給食保管室からの通路に屋根がなくて雨のときに困っているということでしたが、今年になって屋根が出来ていましたので、先生方もすごく喜んでいらっしゃいました。備え・対応がすごくありがたいなという風に思うところでした。以上です。

教育長 他にございませんか。

委員 5月14日から教育委員となりまして、まだ慣れないところではあるのですが、いま3校と1園へ学校訪問をさせていただいて「こういうお仕事なのか」と感じているところです。
漆小に参りましたときに西浦小もですが、司書補さんが向こうにはいらっしゃらないのですが、今までもですがこれからも、やはり司書補さんは小規模校には、配置されていらっしゃらないのでしょうか。

事務局 (学校教育課長) 司書補につきましては学校希望ではありますが、いかに効率よく運営していくかという観点だと思っておりますが、総合的に判断をして、現在の数でいっているということではあります。ご要望は聞いているところなのですが、今後どう検討していくかというその段階でございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 今年度のスタートの時点で、西浦小と蒲生小とを1人の司書補を1週間で半分ずつ行っていただくことを検討してきたのですが、うまくいかなかったのです。来年度以降どうするかというのを検討してみます。

委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 他にございませんでしょうか。

私の方から、特に取り上げて申し上げることはないのですが、それぞれの学校で学校訪問が始まりました。始良市の学力が県内で一番高いというのは、やはり委員の皆様方が学校訪問に来ていただいて、「一般の保護者」「一般の市民」の目線で見えていただくことが一番大事だということです。だから、教員も緊張感を持って取り組んでおります。例えば、鹿児島市は、7年に1回学校訪問があります。霧島市も3年に1回行われます。今年から転入してきて、1回も学校訪問を経験しないということもあります。毎年転入職員がいるわけで、専門的には指導主事がしっかり見て、課題のある教員については校長に指導するわけですが、何より委員の皆様から見ていただくというのが、教員にとっては非常に大事なことであります。9月以降には、空調機の入った環境になる予定ではありますが、7月はまだ暑い環境での学校訪問になると思います。どうかよろしく願いいたします。

では、日程第3議案第14号「精神障害者保健福祉手帳所持者の利用に係る公の施設の使用料を減免するための関係規則の整備に関する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) それでは議案について、ご説明申し上げます。議案第14号と第15号は、規則等審査委員会の中で決定したものを議案として提出しているものでございます。それでは、まず議案第14号「精神障害者保健福祉手帳所持者の利用に係る公の施設の使用料を減免するための関係規則の整備に関する規則」に関する件でございます。改正理由としましては、教育委員会が所管する施設を障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合、障害者基本法の規定に基づき、使用料を免除していますが、精神障害者保健福祉手帳の交付者については対象外となっていました。そのため、精神障害者についても他の障害者と同様のサービスを受けられるよう、関係する規則の改正を行うほか、所要の整備を行うものでございます。資料の2頁は改正案、3から7頁が新旧対照表となっております。資料3頁をお開きください。第1条関係「始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」の第6条第1項第2号について、「療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」に改正いたします。4頁のスターランドA I R Aの規定についても同様に、第4条のウに「精神障害者保健福祉手帳」を追加、なおスターランドA I R Aについては減免申請書がありますので、第4条第2項の該当箇所の文言修正及び申請書の修正を行います。7頁の椋鳩十文学記念館についても同様に、第5条第1項第1号ウに「精神障害者保健福祉手帳」を追加いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 説明に関して、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

委員 今回の改正内容については、市長部局も同様の改正を行うのでしょうか。それとも市長部局のほうは先に行っているのでしょうか。

教育部長 まだ詳しいところまで確認はしておりませんが、市長部局からも、精神障害者手帳の所有者に対しての減免を実施することでしたので、今回、教育委員会所管の規則改正を提案させていただいております。市長部局も同時期に改正が行われているか確認をして、「合わせて」という形で例規の整備をしていきたいと考えております。

教育長 教育委員会が管理する施設の規則改正の説明がありました。北山野外研修センター、スターランドA I R A、そして椋鳩十文学記念館。これら教育委員会が所管する施設については、教育委員会に諮って規則改正をすることになっているわけですが、市長部局は市長の決裁だけで、別に何か諮る必要がありません。ここが教育委員会と市長部局の違うところで、教育委員会はこのように情報共有を図ることができるわけです。ただ市長部局から言われている改正ではあるのですが、どういう施設をやっているかというのは、また確認してご連絡を申し上げたいと思います。

他にございませんでしょうか。

こうした施設は、これまで身体障害者の手帳の保持者を減免対象としていたのですが、今回は「精神障害者も含め保健福祉手帳の所持者についても同様に扱うとする」という改正を行うということでございます。

ご意見ございますか。

なければお諮りします。議案第14号「精神障害者保健福祉手帳所持者の利用に係る公の施設の使用料を減免するための関係規則の整備に関する規則に関する件」については、事務局から提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、事務局の提案のとおり、可決されました。

次に、日程第4議案第15号「始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係規則の整備に関する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) それでは、議案第15号「始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係規則の整備に関する規則」に関する件について、ご説明申し上げます。改正理由としましては、平成31年第1回定例会において議決されました「始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例」に係る規則について、所要の整備を行うものです。11頁をご覧ください。始良市龍門陶芸・健康の里(陶夢ランド)の設備使用料金について、別表のとおり使用料を統一的に見直すものです。12頁の下段4のうち「使用料の額には消費税を含む」を削除いたします。13頁の歴史民俗資料館につきましては、4月1日より入館料が無料となっておりますので、「入館料を納入した者に入館券を交付する」などの関連条文を削除し、関連する文言の修正を行っております。14頁につきましては、同じく歴史民族資料館の資料貸出の際の文言等の修正を行っております。15頁につきましては、入館料の無料化により不要となった、様式1号から4号までを削除いたします。1・2号が入館券、3・4号が減免申請書になります。16頁につきましては、始良市体育館の減免関係についてであります。これまで減免する場合は別表に定めるとなっており、別表(第6条関係)のように体育館ごとに細かく設定していましたが、その別表を削除し、改正後の第6条のとおり「次に定めるところによる。」とし「(1)市又は市の機関が主催又は共催して使用する場合、全額免除、(2)その他教育委員会が特に必要と認めた場合、全部又は一部の減免」と変更しております。その他、字句の修正でございます。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

事務局からの説明のとおり、始良市龍門陶芸・健康の里の施設使用料の改正、また、歴史民俗資料館では、入館料を取らなくなったということに関する改正、最後に体育館ですが、これまで館ごとに規定されていた減免の対象について、一括して条文として規定する改正を行うということでございますけど、何かご質問ございませんでしょうか。

委員

本件と直接関係ありませんが、歴史民俗資料館は無料になりましたが、入館者数はどんな状況でしょうか。増えていますか、それとも変わらないでしょうか。今日はデータがないでしょうか。

事務局

(社会教育課長) 今日は具体的な数字を持ち合わせておりませんが、4月から入館料を取らなくなっておりますので、もっと市内の小・中学校の方達に利用していただけるよう積極的に進めていきたいと思っています。また、来月にでも前半部分の入館者数を報告させていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 16ページですが、加治木体育館の「(3) 市民の体育関係で使用する場合は全額免除することができる」というのがありますが、それは改正後の(1)(2)に該当するのでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 仰いますとおり、加治木体育館だけは他の施設と違い、特別な減免がありました。今回の使用料見直しの基本方針の中で、受益者負担というものがありまして、やはり施設を利用される方には一定額のご負担をいただくという考え方に基つきまして、今回の改正で特別な減免がなくなるということでございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にご質疑ございませんでしょうか。

委員 11頁「龍門陶芸・健康の里」の施設で使用料が上がった分に関して、少しではありますが、この金額の上った根拠というのはどこからでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 今回の改正は、陶夢ランドの備品関係になるのですが、これまでも消費税が上がる時期に併せまして、例えばガス窯を利用する、電気窯を利用するということは、当然電気代や燃料費代が掛かってきます。その分について消費税相当分をご負担いただくというのが、積算の根拠にはなっております。以上です。

委員 10%を見据えてのということですか。

事務局 (社会教育課長) そうですね。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんでしょうか。
なければお諮りします。議案第15号「始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係規則の整備に関する規則に関する件について」は、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第15号については、事務局の提案のとおり、可決されました。

日程第5議案第16号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長) それでは、議案第16号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」につきまして、ご説明を申し上げます。今回は、始良市立小学校給食室別棟運営委員13名を「始良市立学校給食センター運営委員会条例」に基づき委嘱するものであります。現在、こちらの調理場から給食を配食しておりますのは、建昌小、松原なぎさ小、建昌幼稚園及び帖佐幼稚園の2校2園であります。本年度2学期からは、三船小学校にも配食を開始する予定であります。条例第3条に委嘱する委員についての規定がありますので、第1号から第4号まで選任の区分ごとにご説明申し上げます。第1号「当該給食センター管内の市長の事務部局の職員」には総務部長を、第2号「管内の教育機関代表者」は、給食室別棟から配食を行う3つの小学校長及び2つの幼稚園長の5名並びに教育部保健体育課長を加えた計6名を、第3号では、各小学校と幼稚園からPTA代表の5名を、第4号では、「教育委員会が必要と認める者」として、始良保健所食品衛生係長1名を選任するものです。三船小学校への配食につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2学期からを予定しておりますが、1学期に開催される運営委員会において、2学期以降の給食費を審議することとなるため、任期の当初の段階から選任するものであります。任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間となっております。運営委員の職務は、①給食費に関すること、②給食物資の購入に関すること、③その他給食の推進向上等に関することとなっております。運営委員会は、学期ごとに1回開催することになっております。以上ご審議くださいますようお願いいたします。

教育長

事務局からの説明について、ご質疑ございませんでしょうか。

保健体育課より説明がありましたように、これまで小学校の給食室別棟については、建昌小、松原なぎさ小、それに建昌幼稚園、帖佐幼稚園の2校2園分の配食であったのですが、三船小学校の児童数が増えてきて、始良市合併当初からすると大体倍になっております。それに伴い、教室が不足してきたことから、校舎の後ろの方にある施設を解体し、新たに教室を増設しなくてはならない。その解体する施設に給食室があることから、今回から三船小にも別棟から配食するということになり、そのために三船小学校の校長、PTA代表に委員に入っていただいたということでございます。

特にご意見ございませんでしょうか。

なければ質疑なしと認め、お諮りします。議案第16号「始良市立学校給食セ

ンター運営委員の委嘱に関する件」については、事務局の提案のとおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」については、可決されました。

日程第6議案第17号「令和元年度始良市一般会計補正予算（第3号）（教育費）に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 （教育総務課長） それでは、議案第17号「令和元年度始良市一般会計補正予算（第3号）（教育費）に関する件」について、ご説明申し上げます。6月20日からの議会に提出いたします補正予算書の抜粋を、22頁から掲載しておりますので、ご覧ください。まず歳入でございます。今回の歳入の補正は、主に今年度の10月に施行されます、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。この制度につきましても、別紙でお配りしております補正予算第3号の参考資料1、2頁をご覧ください。24頁、地方特例交付金、子ども子育て支援臨時交付金につきましても、10月からの無償化に伴い、市の減収部分を交付金として国より交付されます。説明の列をご覧ください。まず、1行目の子どものための教育・保育給付交付金1億5,064万7千円は、公立幼稚園の使用料の減収に伴う交付金です。2行目の子育てのための施設等利用給付交付金1億1,836万6千円は、私立幼稚園の保育料等の減収に伴う交付金です。3行目の子ども・子育て支援給付金217万5千円は、私立幼稚園の食材料費のうち副食費の免除に伴う交付金となります。25頁の教育使用料につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園の使用料として見込んでいた626万1千円を減額、26頁の国庫支出金のうち、5行目の7教育費国庫補助金の減額につきましても、無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金589万2千円の減額、次に、27頁の県支出金のうち、2行目の7教育費委託金の増額につきましても、住吉地区の農地のほ場整備工事に伴い、記録保存が必要となった前田遺跡発掘調査のための県からの委託金6,724万円の歳入増額です。前田遺跡の位置につきましても、参考資料の3、4頁に地図を掲載してありますのでご確認ください。次に、歳出になります。28頁、項1教育総務費、目1教育委員会費といたしまして、今回、教育委員が5月14日の月の途中での交替でしたので、新委員への日割り報酬2万7千円の計上となります。次に、2教育総務事務局費といたしまして、総務課関係事務局経費の普通旅費16万6千円でございます。これは、県からの出向の先生2名分の赴任旅費でございます。29頁、項2小学校費、目1学校管理費の自家用電気工作物保安管理業務委託料34万6千円でございます。これは、

小学校の空調機の整備を現在行っていますが、キュービクルといいます受電設備の増設等を行いますことから、保守業務委託料に変更が生じます。その差額の増額分となります。30頁、項3 中学校費、目1 中学校管理費の自家用電気工作物保安管理業務委託料35万2千円でございます。これも、先ほどの小学校費と同じく中学校の空調整備に伴う受電設備追加による委託料の増額分となります。31頁、項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う財源組替になります。次に、目2 教育振興費2,651万5千円につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴う各種交付金の増減額であります、32頁、項5 社会教育費、目4 文化財費、埋蔵文化財発掘調査事業委託料6,724万円につきましては、住吉地区のほ場整備事業工事の実施に伴い、今年度中にその事業区内の前田遺跡の全面発掘調査を行うための委託料でございます。次に、目5 社会教育施設費、龍門陶芸・健康の里維持管理事業の修繕料66万4千円につきましては、定期点検により浄化槽の水中ばっ気ブローを取り替えるための修繕料でございます。次に33頁、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、国体準備関連事業の施設備品といたしまして1,185万5千円につきましては、国体でバスケットボール競技の実施に必要な競技用具として、バスケットボール競技用のシステムの購入費になります。次に、目5 学校給食費、無償化支援事業交付金120万円につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う公立幼稚園の食材料費のうち副食費分を交付金として支出するものでございます。以上で、説明を終わります。

教育長 事務局より説明がありました。さらに補正予算について詳細に知りたいということがあれば、ご質問等ございませんでしょうか。

委員 前田遺跡ですが、これは県の補助金が付いていますけれども、この事業年度は今年度のみですか。

事務局 (社会教育課長) はい、そうです。

委員 あと、国体の準備関連で非常に興味があるのですが、ここにあるシステムカウンターというのがありますが、これは何台必要になってくるのでしょうか。

事務局 (国体推進課長) バスケットボールの場合は、時計を表示したものと得点を表示したものの、チーム名を表示したものが1コートに2つ必要になります。合わせてショットクロックということで30秒ルールがありますので、それを表示したものが別なコーナーに2つ。あとファウルの表示したものが2セット。また、真ん中の本部席に操作版等が必要となりますので、これらの機材が1コート当たり必要な数量となります。今回はこの1セット分を始良で2

セット、蒲生で2セットを試合で使用しますので、合計4セットを購入することになります。

委員 ありがとうございます。

委員 これは国体終了後も、それぞれの体育館で保管という形になるのでしょうか。大きな大会では、貸し出しをすとかでしょうか。

事務局 (国体推進課長) これは備品購入で買い揃えますので、国体の終了後はそれぞれの競技でご利用いただければと考えております。

委員 その際に使用料はどうなりますか。

事務局 (国体推進課長) 今のところは、基本的に使用料は考えておりません。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

委員 学校給食費の33頁の部分で、幼稚園の無償化によるということだったと思うのですが、はっきり良く分からないのが、幼稚園の無償化というのは分かるのですが、これは「給食の材料費」とおっしゃるということは、幼稚園では給食費も補助が出て無料になるということでしょうか。

事務局 (学校教育課長) 現在、公立幼稚園の給食が月額4,800円です。そのうち、ここで無償化になるというのは“ごはん、パン”の主食費を除いたおかず代と、おやつが出ればおやつ代の部分が無償化になるということで、その内訳について申し上げますと、交付金で4,000円、保護者が支払う自己負担額が800円という計算になります。それを明記したものが、先ほどの数字になるということでございます。

委員 今まで小・中学校の給食費には補助が出ていましたよね。そして、幼稚園には補助金はなかったと思うのですが、これで幼稚園にも補助が出たので、小学校・中学校・幼稚園と給食費も同じくらいの基準になるのですか。今までは、補助の割に幼稚園の方がすごく高かったですよね。もっと安くなるのでしょうか。

事務局 (学校教育課長) 今この800円という数字は、小学校・中学校の給食費よりも

格段に安いかと思えます。

委員 もう800円で済むということですか。

事務局 (学校教育課長) はい。

教育長 小・中学校は給食費としての補助でしたけど、今度は完全に主食以外の食費は全額補助になってきますから、小・中学校の給食費と比べて幼稚園は少し高かったのですが、今度は逆転しています。

委員 分かりました。

教育長 よろしいですか。お諮りします。議案第17号「令和元年度始良市一般会計補正予算(第3号)(教育費)に関する件」については、事務局から提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第17号「令和元年度始良市一般会計補正予算(第3号)(教育費)に関する件」については、可決されました。日程第7報告第5号「始良市立図書館協議会委員の変更に関する件について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (教育総務課長) それでは、報告第5号「始良市図書館協議会委員の変更に関する件」について、ご説明いたします。これは、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づいて、臨時代理したことを報告するものです。平成30年度第6回定例会議で議決されました、図書館協議会委員が4月の教職員の異動に伴い、学校教育関係者3名の残任期間を校長教頭会の推薦により新たに引き継いだものです。報告は以上です。

教育長 事務局からの説明について、何かご質疑ございませんでしょうか。学校教育関係者は、昨年度からそれぞれの学校を審議しておりますけれども、校長会の中での役割分担というのは、年度ごとに変わってくるわけです。そういうことで図書館関係は、西浦小と加治木小が担当校ということでの報告です。お諮りします。報告第5号「始良市立図書館協議会委員の変更に関する件について」については、事務局から提案のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第5号「始良市立図書館協議会委員の変更に関する件について」は、承認されました。
次に、日程第8「事務連絡」に入ります。委員の皆様から、何かございませんでしょうか。
無ければ、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局 (教育総務課長) 委員の推薦関係で、2件ご報告を申し上げます。保健福祉部子育て支援課より「始良市子ども子育て会議委員」の推薦依頼が参りました。この会議は、平成27年から子ども子育て支援制度に基づき、始良市に暮らす子どもや保護者、それに関わる方々の会議でございます。これまで、百武委員がされていらっしゃったのですが、その残任期間としまして、藤谷委員の承諾を得まして推薦をいたしましたのでご報告を申し上げます。2件目ですが、企画部企画政策課より「始良市誌編さん委員会委員」の推薦ということで依頼が参りました。これは、始良市の市政10周年記念事業としまして、始良市誌の編さん事業を平成26年度より開始しておりますが、これについても教育委員の代表者の推薦をということでございました。こちらもこれまで百武委員がされておまして、地域的に蒲生の方の推薦をお願いしたいという事務局の意向もございまして、こちらもまた続いてになります。藤谷委員の承諾を得まして、推薦をいたしましたのでご報告を申し上げます。以上です。

教育長 他にありませんでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 皆様の机上に「始良市文化財ガイドブック」を置いております。これは、平成29年度から3か年計画で発行しているものでありまして、今回お届けしているのが、帖佐・重富地区になります。令和元年度には、蒲生・北山・山田地区を発行する予定となっておりますので、どうぞご活用をよろしくお願いいたします。

教育長 全3冊で完成となりまして、これが2冊目です。
他になければ行事予定の確認を行います。教育総務課からお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 行事予定について、委員の皆様から何かご質問ございませんでしょうか。
なければ以上で、本日の全ての議事が終了いたしました。

本日の会議における議事録の細かな修正については、当局に一任されている
ということよろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 ありがとうございます。
それでは以上で、令和元年第6回教育委員会定例会を終了いたします。
ご苦労様でした。

全員 ありがとうございました。